

当クリニックの施設基準

厚生労働大臣が定める揭示事項について

《医療情報取得加算》

当クリニックは、マイナ保険証の利用や問診票等を通じて患者様の診療情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めている医療機関（医療情報取得加算の算定医療機関）です。国が定めた診療報酬算定要件に従い、診療報酬点数を算定します。正確な情報を取得、活用するため、マイナ保険証によるオンライン資格確認等の利用にご理解とご協力をお願いします。

《医療DX推進体制整備加算》

当クリニックはオンライン資格確認により取得した診療情報を診察室で閲覧・活用できる体制を整えています。また、電子処方箋の導入により、質の高い診療を実施するための十分な情報を取得・活用して診療を行っています。

《明細書発行体制等加算》

当クリニックは療担規則に従い明細書を無償で交付しています。

また、自己負担のある患者様には診療報酬明細書、領収書を交付しています。

明細書の発行を希望しない患者様は、会計の際にお申し出ください。

《一般名処方加算》

後発医薬品があるお薬については、患者様へご説明の上、商品名ではなく一般名処方（有効成分の名称で処方すること）を行う場合があります。

これにより、特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、患者様に必要な医薬品が提供しやすくなります。

一般名処方について、ご不明な点などがありましたら当院職員までご相談ください。

《情報通信機器を用いたオンライン診療》

当クリニックでは、オンライン診療など情報通信機器を用いた診察をおこなっております。遠隔においても、診察から薬の処方まで一貫した診療を提供することが可能です。ただし、初診においては、向精神薬の処方はいたしませんのでご了承ください。

《ニコチン依存症管理料（2026年5月以降）》

当クリニックではニコチン依存症管理料の届出を行っており、禁煙のための治療的サポートをする『禁煙外来』を行っております。院内は全面禁煙となっておりますので、ご理解ご協力よろしくお願いいたします。※保険適用につきましては、一定の要件がございます。

《夜間早朝等加算》

当クリニックは、月曜日 7:00～10:30 12:30～15:30、火・水・金曜日 8:30～12:00 14:00～17:30

木曜日 8:30～12:00、第2・第4土曜日 9:00～13:00 を診療時間と定めています。

厚生労働省の規定により、平日 6:00～8:00、土曜日 12:00～13:00 に受付した場合「夜間早朝等加算」50点が適用されます。

《外来感染対策向上加算》

1. 感染管理者である院長が中心となり、従業者全員で院内感染対策を推進します。
2. 院内感染対策の基本的考え方や関連知識の習得を目的に、研修会を年2回以上実施します。
3. 感染性の高い疾患（インフルエンザや新型コロナウイルス感染症など）が疑われる場合は、一般診療の方と導線を分けた診療スペースを確保して対応します。
4. 標準的感染予防策を踏まえた院内感染対策マニュアルを作成し、従業員全員がそれに沿って院内感染対策を推進していきます。
5. 感染対策に関して基幹病院と連携体制を構築し、定期的に必要な情報提供やアドバイスを受け、院内感染対策の向上に努めます。

《小児かかりつけ診療料》

「こどもにかかりつけ医をもちましよう」という国の制度が、2016年度から始まっています。

当クリニックも厚生労働省の認可を受け、「小児かかりつけ医」として診療を行っております。

1. 「小児かかりつけ診療料」に登録されたお子さんに対し、以下のことを行います。

・急病時の診察や、慢性疾患の指導管理

- ・発達段階に応じた助言・指導及び健康相談
- ・予防接種の接種状況の確認、接種時期の指導、また予防接種の有効性・安全性に関する情報提供
- ・必要に応じた専門医・医療機関の紹介
- ・夜間・休日の緊急時（診察時間外の時）の電話によるお問い合わせへの対応

2. 「小児かかりつけ診療料」に登録できるお子さん

当クリニックを継続して受診されている6歳未満のお子さんが対象です。

※「小児かかりつけ診療料」は、1人の患者さんにつき1カ所の医療機関が対象となっています。他の医療機関との二重登録は認められませんのでご注意ください。

3. 「小児かかりつけ診療料」に登録されたお子さんへのお願い

お子さんが体調不良のとき、予防接種、各種健診の際はまず当クリニックを受診してください。緊急時や明らかな専門外の場合を除きます。ただし、これは受診の強制ではありません。

緊急時など他の医療機関を受診された場合は次に当クリニックを受診したときに、その旨をお知らせください。

飲んだお薬の確認も必要ですので、お薬手帳もお見せください。

予防接種や健診も定期的に確認します。母子手帳をお見せください。

《地域包括診療加算》

当クリニックでは、「地域包括診療加算」を算定する患者さんに「かかりつけ医」として、次のような診療を行います。

- ・生活習慣病や認知症等に対する治療や管理を行います。
- ・他の医療機関で処方されているお薬を含め、服薬の状況を含めながらお薬の管理を行います。
- ・予防接種や健康診断の結果に関する相談等、健康管理に関しご相談に応じます。必要に応じ、専門医療機関を

ご紹介します。

- ・介護保険の利用に関してご相談に応じます。

(地域における保険・福祉・行政サービス等にかかわる対応を行います)

- ・必要に応じ、訪問診療や往診に対応します。
- ・体調不良時等、患者さんからの電話等による問い合わせに対応しています。

(診療時間外を含む緊急時の対応方法等に係る情報提供を行います)

- ・介護支援専門員及び相談支援専門員からの相談に応じています。
- ・患者さんの状態に応じ、28日以上の投薬リフィル処方箋を交付することが可能です。

《時間外対応加算 1》

当クリニックでは、「かかりつけ医」としての取り組みを行っており、再診時に「時間外対応加算 1」(患者様 1 名につき 1 回 5 点)を算定させていただいております。

通院中の患者様に対し、診療時間外に緊急の相談がある場合に電話等での問い合わせに対応できる体制を整えております。診療時間外において、やむを得ない事由により、電話等による問い合わせに応じることができなかつた場合であっても、可能な限り、速やかに対応することができる体制をとっています。

※時間外対応加算の「時間外」とありますが、これは「時間外の対応について体制を整備している」ことに対する加算ですので、再診料を算定するすべての患者様が対象であり、ご来院される時間にかかわらず、すべての患者様に算定しております。

【担当医師】 関 由美加

【連絡先】 0226-36-2626 (医師携帯へ転送されます) 24 時間電話対応しております。

《在宅支援診療所》

当クリニックは在宅支援診療所 3 の届出を行っています。また、過去 1 年間の診療実績に応じて加算される在宅療養実績加算 1 の届出も併せて行っています。

- ・24 時間連絡を受ける保険医又は看護職員をあらかじめ指定し、患家の求めに応じ 24 時間往診が可能な体制を確保し、往診担当医の氏名、担当日等を文書により患者さんに提供致します。

・担当医師の指示のもと、24時間訪問看護のできる看護師あるいは訪問看護ステーションと連携する体制を維持します

・緊急時においては連携する保険医療機関において検査・入院時のベッドを確保し、その際に円滑な情報提供を行います。

・在宅療養について適切な診療記録管理を行います。

・地域の介護・福祉サービス事業所と連携しております。

・年に一回、在宅でお看取（みとり）した方の人数を東北厚生局長に報告しております。

《在宅時医学総合管理料及び施設入居時等医学総合管理料》

当クリニックでは 在宅時医学総合管理料及び施設入居時等医学総合管理料の届出を行っており、在宅での療養を行っている患者さん（特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム又は有料老人ホームその他入居している施設において療養を行っている患者さん（以下「施設入居者等」という。）を除く。）であって通院が困難な方に対して、患者さんの同意を得て、計画的な医学管理の下に定期的な訪問診療を行い、訪問回数及び単一建物診療患者さん（患者さんが居住する建物に居住する者のうち、訪問診療を実施し、医学管理を行っている患者さん。）の人数に従い、所定点数を月1回に限り算定しております。

また、緊急時の連絡体制及び24時間往診・訪問看護ができる体制等を確保しています。

《在宅がん医療総合管理料》

当クリニックでは末期の悪性腫瘍患者さんに対して24時間対応できる体制を整えており、上記管理料の届出を行っております。